

久留米大学産業経済研究会

産業経済研究

平成20年9月25日 発行

産業経済研究第49巻第2号別冊

IMF 融資条件の構造改革化と国際金融システム(中)

伊 豆 久

論文

IMF 融資条件の構造改革化と国際金融システム(中)

伊 豆 久

要 約

IMFの融資条件を特定することは困難であるが、本稿(中)では、モニタリング指標を中心に、またIMFアーカイブ資料を用いて、構造的条件が増加していく過程を検証する。

その結果、①1960年代までのIMF融資に構造的条件が課されることはほとんどなかったこと、②70年代には、74年に導入されたEFF、またEFFのためのモニタリング指標であった〈レビュー〉を中心に、③80年代半ば以降には、86年に導入されたSAF、またSAFのためのモニタリング指標であった〈ベンチマーク〉を中心に、あるいは〈事前措置〉において構造的条件が増加したこと、④90年代になると、特に移行経済国向け融資、財政分野等において構造改革化の急速な進展があったこと、等を確認することができた。

はじめに

I : 課題の設定

II : マクロ安定化政策とミクロ構造政策 (以上、(上)、第48巻第4号)

III : 構造改革化の進展

1 : 融資条件の特定に伴う困難

2 : モニタリング指標の役割と構造的条件の増加

①1960年代 (1957~68年)

②1970年代 (1969~78年)

③1980年代 (1979~87年)

④1990年代 (1988~99年) (以上、(中)、本号)

3 : 特別融資制度と〈構造的問題〉 (以下、(下)に続く)

4 : 理事会における議論

IV : 構造改革化の背景

おわりに

Ⅲ：構造改革化の進展

前節では、IMF融資条件におけるマクロ的安定化政策とミクロ的構造改革政策の違いを確認した。続く本節では、融資条件において後者が重視されていくプロセスを追うこととする。融資条件の特定をめぐる問題について述べた後、モニタリング指標において構造的融資条件（Structural Conditionality）が1970年代半ばから90年代にかけて増大・拡大してきたことを明らかにし、次に、70年代半ばから80年代後半にかけて設立された特別融資制度における構造改革の性格を確認し、最後にこうした構造改革化をめぐるIMF理事会の議論を紹介することとする。

1：融資条件の特定に伴う困難

本節では、融資条件において構造改革政策のウエイトが高まっていく状況を確認するが、その前にいささか面倒な問題を片付けておかなければならない。というのは、融資条件の変化を検証するためには、当然のことながら、何が融資条件であるかを特定する必要があるが、その最も基本的な作業が厳密な意味では不可能なのである。

融資条件は、IMFの資金供給において、その融資の決定および資金引出継続の承認にあたって約束される政策パッケージである。にもかかわらず、ある政策——例えば、政府の対中央銀行債務を一定額以下に抑えることや、'債務超過に陥っている国有銀行Aの業務を停止し清算手続きを開始すること——が、融資に必要な条件なのかどうか、客観的に示すことはできないのである。

なぜなら、融資条件は、借入国の策定した一連の経済政策の形をとるため、その中で、国際収支危機に直面した借入国側が自主的に決定した政策とIMFが融資の条件として求めた政策を区別することができないからである。融資条件は、形

式上、借入国からIMFへの融資の申請書である「趣意書（Letter of Intent）」とその付属文書である「経済財政政策メモランダム（Memorandum on Economic and Financial Policies）」等に記された一連の政策である（以下、これを「広義の融資条件」とする）。しかし実際には、趣意書の作成には現地に派遣されたIMFスタッフが大きく関与しており、貸し手であるIMFの意向が強く反映されている³⁷。その一方で、借入国内の「改革派」が、IMFへの融資申請の機会を捉えて、それまで支持を得られなかった改革策を一気を実現しようとするケースも存在する³⁸。すなわち、趣意書に記された個々の政策が、IMFへの融資申請をきっかけとするものの融資そのものとは直接関係のない借入国側の〈自発的な〉経済改革なのか（そしてIMFは融資によってそれを側面からサポートするにすぎない——まさにIMFの言うとおりのIMF-Supported Programにすぎない——のか）、それとも、IMFが融資を認める〈条件〉として〈強要した〉経済政策なのか、区別することが厳密には不可能なのである。

さらに、融資条件は、形式上広義の条件（前述したように、趣意書に盛り込まれたすべての経済政策）と狭義の条件（後述するモニタリング指標）に分かれているにもかかわらず、実際の運用上は二つの区別が必ずしも明確ではない。IMF融資は、借入国からの申請が理事会で承認されても、全額がただちに供給されるわけではない。まずは融資枠の設定が承認されるだけであり、その後、借入国の政策状況が3ヵ月（または6ヶ月ないし1年）ごとにチェックされ、融資条件の遵

37 IMF融資は、〈加盟国による融資申請→IMF専務理事から理事会への提案→理事会による承認〉というプロセスを経て決定されるが、実際には、理事会での議論・承認の前の、専務理事をトップとするIMFスタッフによる可否の決定が非常に重要な意味をもつ。例えば、後述のように、融資申請国は、正式な申請の前に〈事前措置〉と呼ばれる経済改革を求められることが多いが、それは理事会が求めるものではなく、理事会への提案の前提条件としてIMFスタッフが求めるものである。IMF幹部職員の権限は極めて大きいのである。加盟国が融資申請の意思を固めてからの、IMFスタッフとの交渉、趣意書の作成、IMF理事会での承認に至る過程は、Killick(1984)pp. 138-140にわかりやすく描かれている。そうした理解にIMFの立場からコメントしたものとしてPolak(1991)pp. 62-63も参照。

38 いわゆるIMFスケープゴート論である。Killick(1984)pp.197-198、伊豆(2003)参照。

守状況を確認しながら資金が供給される。当然ながら、遵守状況が悪ければ融資はストップすることになる。そして、この3ヵ月ごとの検証における中心的なチェック項目が、広義の融資条件の内容を抽出した「モニタリング指標」である（これを「狭義の融資条件」とする）³⁹。

にもかかわらず、両者の関係が明らかではないのである。例えば、狭義の条件さえ遵守していれば、それに含まれなかった広義の条件（つまり、趣意書には書かれているものの、モニタリング指標には含まれなかった政策）は無視しても、融資は間違いなく継続されるのかと言えば必ずしもそうではない。逆に、狭義の条件をすべて遵守しなければ融資は必ずストップするのかと言えばそうでもなく、後述するように狭義の条件（モニタリング指標）そのものが、いくつかの範疇に分かれておりかつそれぞれの役割区分も完全とは言いがたいのである。

こうした融資条件の不透明さは、資金供給の柔軟性を高める一方で、理事会決定における裁量の余地を大きなものとするようになっていたであろう。そしてこのことは、後述するモニタリング指標自身の曖昧さとあいまって、構造的条件の拡大において非常に大きな意味をもっていたのである。

こうした状況に、趣意書そのものが、長い間借入国政府とIMFの間に限定された、一般には非公開の文書として扱われてきたという事情が重なる。IMFへの融資申請とそれに伴う経済政策上の制約は、当該国の国際収支危機の深刻さを示す（それは市場参加者の憶測を増幅し状況をさらに悪化させかねない）と同時に主権国家にとって恥ずべきこととされ、例外的にマスコミがスクープすることはあっても⁴⁰、当事者が進んで明らかにすることはなかった。そのため、従来、広義・狭義

39 本稿（上）で紹介した1997年インドネシアの趣意書を例にとると、別掲2（438頁）に（目次のみを）示した「経済財政政策メモランダム」に書かれた内容が「広義の融資条件」であり、別掲3（439-440頁）に示した「付属文書」が「狭義の融資条件（モニタリング指標）」である。

40 Gold(1970)のAnnex Gには、1960年代までの、融資条件が報道されたケースがリストアップされている。本稿（上）で紹介した1966年のウルグアイの趣意書はその一つである。

の融資条件の具体的内容については、IMF関係者による公表論文等の断片的情報から推測するほかなかったのである⁴¹。

以上の理由により、融資の条件としてIMFが実際に何を求めたかを特定すること、したがってそれが時代とともにどのように変化したかを客観的に明らかにすることは、厳密な意味では不可能なのである。

そこで本節では、以下のような三つのアプローチで、IMF融資条件の構造改革化の過程に接近することとしたい。

まず、構造的条件の量的な増大を確認したいと思うが、融資「条件」としての性格の曖昧さが相対的に小さい「狭義の融資条件（モニタリング指標）」の変化を中心に、筆者が入手しえたIMFアーカイブ資料に拠りながら、その構造改革化の過程を概観することとする。

続く第3項で、1974年に設立されたEFF（Extended Fund Facility：拡大融資ファシリティ）、86年のSAF（Structural Adjustment Facility：構造調整ファシリティ）、87年のESAF（Enhanced Structural Adjustment Facility：拡大構造調整ファシリティ）の性格を、60年代における特別融資と比較することで、「構造的問題」に対するIMFの視角の変化を考えてみたい。

そして第4項では、こうした構造改革化をめぐるIMF理事会での議論を紹介することとする。IMFでの議決権は、設立以来米国を中心に先進国が圧倒的多数を握っているが、とは言え、理事会において途上国選出理事の発言が封じられていたわけではなかった。また、彼らが構造改革化のすべてに反対であったわけでもない。構造的条件をめぐる、理事会ではどのような議論が展開されたのかを、1970～80年代の理事会議事録にもとづいて検証することとする。

41 しかし、この点に関しては劇的な変化があった。IMFは1996年1月、一定の年限を経た内部資料の公開を決定し（Boughton(2001)p. xx）、以降、理事会の資料・議事録をはじめ多くの資料がIMFアーカイブにおいて利用可能となっている。また、97年以降の趣意書はIMFのウェブサイト（www.imf.org）において公開されている。

2：モニタリング指標の役割と構造的条件の増加

本項では、主として、狭義の融資条件であるモニタリング指標の傾向的な変化を取り上げ、その構造改革化を検証することとしたい。その際、IMF理事会がこれまで合計4回おこなってきた融資条件の総合的検討において用いた資料に依拠することとする。理事会は、融資条件（IMFプログラム）の内容・遵守状況・結果等について、これまでに第1回（1968年）、第2回（1978-79年）、第3回（1988年）、第4回（2001-02年）と、およそ10年に一度の間隔で総合的検討（General ReviewまたはComprehensive Review）を実施してきた。ここでは、そこに提出されたIMFスタッフ作成の資料に拠りながら（したがって時期区分もそれに倣って）、構造的条件の増大の過程を確認する。

①1960年代（1957～68年）

1968年の8月から9月にかけての3回の理事会で、「IMF資金の利用とスタนด์バイ取決め」というテーマが取り上げられることになったのは、その前年11月に承認されたイギリス向け融資が<パフォーマンス基準>も<フェイジング>（後述）も伴っていなかったことに対して、途上国理事から強い批判の声があがったためであった⁴²。それに応えて行われた議論が、結果的に、それまでの融資条件のあり方に対する最初の包括的な検討会議となったのである。したがって、そこでの議論の中心は、先進国と途上国向けの融資条件において差別的な扱いがあったかどうかであり、例えば、ブラジルの理事カフカ（Alexandre Kafka）は、表1が示すようにアフリカ、中東、西半球（中南米）の途上国に比べてヨーロッパ向け融

42 1968年の総合的検討の背景については、毛利(1988)124-127頁、de Vries(1976)vol. I, pp. 338-348参照。

表1 スタンドバイ取決め1件あたりのパフォーマンス基準の数(平均値, 1957-67)

	全体	ゴールド	ファースト	セカンド	サード	フォース
アフリカ	3.9	—	—	3.7	4.2	2.6
アジア	2.0	—	1.0	1.2	3.4	—
ヨーロッパ	1.6	—	—	2.4	2.2	0.6
中東	4.7	—	—	—	5.6	4.7
西半球	4.8	—	2.6	4.9	4.8	6.1
全体	3.9	—	1.3	3.7	4.1	4.9

(引用者注) ゴールド～フォースはIMF融資のトランシュを指す。トランシュについては注46を参照。
(出所) SM/68/128, Supplement 1, p.5, Table 2-A.

資では1件あたりに課される〈パフォーマンス基準〉の数が明らかに少ないと、融資条件における不平等を強く訴えている⁴³。

ここで〈パフォーマンス基準〉について整理しておこう。IMF融資は1950年代からスタンドバイ取決め（クレジットライン方式）を原則とし、資金は、通常四半期ごとに設定された〈パフォーマンス基準（Performance Criteria）〉というモニタリング指標の遵守を条件⁴⁴に、分割して供給（Phasing：フェイジング）されてきた。したがって、〈パフォーマンス基準〉は、①融資の継続にはその遵守が必須であり⁴⁵、そのため、②プログラムの達成に不可欠の重要性をもち、③その遵守状況の判断においてIMF・借入国間で齟齬が生じないよう客観的に表現される指標が選ばれるとされる。モニタリング指標を自動性・重要性・客観性の三つの

43 EBM/68/122, pp. 13-15. 以下、IMFアーカイブ資料については、記番号と頁数のみを記す。資料タイトルおよび記番号の意味については、末尾の文献リスト欄を参照されたい。

44 〈パフォーマンス基準〉の導入の経緯とその後の展開については、毛利(1988)124頁、谷岡(2000)251-274頁、Horsefield (1969)pp. 484-486、EBS/86/211, pp. 2-6参照。

45 具体的には〈パフォーマンス基準〉が遵守されていない時、IMFは、執行部の判断で（つまり理事会での審議を経ずに）融資を〈自動的に〉停止することができ、〈パフォーマンス基準〉とフェイジング（資金供給）は直結しているとされる。しかしながら、このリンクは前述のように絶対的なものではない。

尺度で位置づけるとすれば、〈パフォーマンス基準〉は、そのすべてが最も高い指標と言える。そして60年代までは、モニタリング指標と言えるのはこの〈パフォーマンス基準〉だけだったのである。

しかしながら1968年の議論は、結局は、フェイジングと〈パフォーマンス基準〉は原則としてファースト・クレジット・トランシュ (First Credit Tranche)⁴⁶を超えないスタンドバイ取決めには適用しないこと(言い換えると、高次トランシュにはすべてフェイジングとパフォーマンス基準を盛りこむとの原則)等を内容とする決定⁴⁷をおこなうことで終了した。そしてこの決定が、79年に第2回の総合的検討が行われるまで、融資条件の一般的原則となったのである。

したがって、この時の一連の理事会では、構造的条件に直接言及されることはなかった。当時のIMF資料は、経済の均衡回復のためには広範囲にわたる政策を取る必要があるとの見解を示しながらも、〈パフォーマンス基準〉の対象領域を広げることは、「加盟国がとる政策のすべてをIMFが承認したとの印象を与えかねず」、また、「そうしたパフォーマンス条項は、行動の十分な柔軟性を奪うと加盟国に感じさせるかもしれない」と慎重である。融資条件が財政の細目に立ち

46 IMF融資におけるトランシュについてここで簡単に説明しておきたい。加盟国へのIMFの融資額は、各国の割当額(Quota)を基準とする。加盟国は、割当額の25%を金(後にはSDR)で、75%を自国通貨でIMFに払い込み、これがIMF融資の基本原資となる。加盟国が融資を受ける場合、割当額の25%分までは、自らの出資分の引出しにすぎないため無条件で資金を得られる。これがゴールド・トランシュ(後にはリザーブ・トランシュ)と呼ばれる部分である(IMF協定第5条第3項(c)。第2次改正前は協定第1次改正第5条第3項(d))。それを上回る額の融資についても、割当額の25%分が一つの単位(トランシュ)とされ、リザーブ・トランシュを上回る最初の25%がファースト・トランシュである。そして、ゴールド・トランシュについてはスタンドバイ取決めを適用せず事実上無条件で引出せること、さらにファースト・トランシュについても、セカンド・トランシュ以上(これを高次トランシュ(Upper Credit Tranche)という)とは区別して緩やかな扱いとする慣例が、50年代半ば以降重ねられていく。そしてそれらが本文中で述べている68年の決定へと続くのである。また、1963年設立のCFF(Compensatory Financing Facility: 輸出変動補償融資)や、74年設立のオイルファシリティなどの特別融資枠については、事実上、融資条件は免除されていた。したがって融資条件が問題となるのは、基本的に、高次トランシュに関してのみであり、本稿の図表等でも、以下、特に断わらない限り、高次トランシュ融資を対象としている。

47 Decision No. 2603-(68/132), September 20, 1968.

入ることに関してさえ、「通常、パフォーマンス条項に何らかの財政目標の達成を含めることは望ましくない。公的機関の業務および予算管理は、加盟国の社会的経済的選好を反映したものである」（下線は原文）と述べている⁴⁸。そして（少なくとも筆者の確認した限りでは）60年代の融資条件を検討した理事会資料において、こうしたレベルを超えて構造的政策に触れられることはなかった⁴⁹。

以上から考えると、1950年代から60年代にかけては、（狭義の）融資条件において構造改革が求められることは、事実上存在しなかったのではないと思われる。もちろん、当時より、ほとんどすべてのプログラムには、複数為替レート制度の廃止や經常取引における為替制限の撤廃という、厳密に考えれば、構造改革的なくパフォーマンス基準>が盛り込まれていたが⁵⁰、これは、IMF本来の目的達成のための要請であり、本稿が言う構造改革の範疇に入れるべきものではないであろう⁵¹。

②1970年代（1969～78年）

しかしながら、続く1970年代には、構造的条件に関する二つの大きな出来事が起こっている。一つは構造的問題を抱える国への特別融資制度としてEFF（Extended Fund Facility：拡大融資ファシリティ）が設立されたことであり、二つ目は70年代後半に再び途上国から、しかも今度はより幅広い一つの国際世論として融資条件批判が強まり、それが理事会における2回目の総合的検討へとつながったことである。

1974年に設立されたEFFは、主な融資対象国を、「生産と貿易における構造的

48 SM/68/128, pp. 22-23.

49 なお、この第1回総合的検討のために作成された資料の一つ（SM/68/128, Supplement 2）には、1957年から67年までのすべてのスタンドバイ取決め（ただし高次トランシュのみ）1件ごとについて、それぞれに課された<パフォーマンス基準>の内容がまとめられている。

50 SM/68/128, p. 23.

51 ただし、こうした貿易および為替制度に関するものでも、80年代以降になるとIMF自身が構造的条件に分類しているものがある。その区別の根拠は明らかではないが、本稿ではIMF資料の区分に従っている。

な不適応 (structural maladjustment) に関連する深刻な国際収支不均衡の状態にあり、価格とコストの歪みが広範囲にわたる経済」と「低成長および、積極的な開発政策の遂行を制約する内在的に脆弱な国際収支に特徴付けられる経済」とし⁵²、「生産、貿易、価格における構造的な不均衡を是正するために必要な範囲と特徴を備えた政策を含む包括的なプログラムを支援する⁵³」ことを目的としている。したがって、EFFの融資条件において構造的条件が大きなウエイトを占めるようになるのは当然であろう。

また、70年代後半になると、非産油途上国から融資条件への厳しい批判が相次ぐようになり、そこには、融資条件が厳しすぎる、マネタリスト的であるといった60年代と共通するものだけでなく、本稿が言う構造的条件に対する非難も含まれるようになる。例えば当時の状況を記した『IMF史』は、「批判者は、相対価格の変化は、資源の移動性が高い市場指向型の工業国であれば生産の効率を速やかに向上させるかもしれないが、市場が不完全で、生産基盤は十分でなく、重要な生産要素の不足している発展途上国においては、より緩慢かつ予測困難な影響しか与えない、と主張した」と述べ、他にも、為替レートや公共料金の調整、補助金の削減等が貧困層に大きな影響を与えている、為替の切下げが貿易収支の改善という効果を発揮する前にインフレの悪化を招きかえって問題を難しくしているといった批判があったことを紹介している⁵⁴。いずれもミクロ的な融資条件への批判である。あるいはまた、スリランカのドゥ・メル (Ronnie de Mel) 財務大臣は、78年のIMF世銀年次総会で「近年、パフォーマンス基準の種類が増加している。それは、価格、金利、為替レート、補助金、保護主義、対外借入れを対象としている」とし、「パフォーマンス基準は、国際収支と直接関係のあるものに

52 Decision No.4377-(74/114), I - ii.

53 Decision No.4377-(74/114), II - I.

54 de Vries(1985)vol. I, pp.491-493.

限定されるべきである」と述べている⁵⁵。さらに国際金融問題に関する途上国の国際機関であるG24は、同年9月22日の第17回総会コミュニケ⁵⁶（第12パラグラフ）で、IMF理事会に対して、〈パフォーマンス基準〉は加盟国の成長と経済社会的状況に配慮し、重要なマクロ経済指標に限定されるべきであるとの内容を含む、融資条件に関する適切なガイドラインの策定を求めている⁵⁷。

以上のような厳しい批判が、理事会に2回目の総合的検討を開催させたのであり、しかもその結果採択された融資条件に関するガイドライン（以下、「79年ガイドライン」）では、原則として〈パフォーマンス基準〉はマクロの変数に限ることが決定されている⁵⁸。

こうした構造的条件への批判の高まり・79年ガイドラインの決定という一連の推移は、70年代において構造改革化が相当進んだことを反映しているように思われる⁵⁹が、では、具体的にはどのような変化が生じていたのだろうか。

55 *ibid.*, p. 493.

56 <http://www.g24.org/09-78ENG.pdf>

57 国内の社会的状況への配慮、マクロ経済変数への限定というG24の主張は、ほぼそのまま後述する「79年ガイドライン」の第4項と第9項に取り入れられることになる。

58 “Use of Fund’s Resources and Stand-By Arrangements,” (Decision No. 6056-(79/38)), その第9項は「パフォーマンス基準の数と内容は、加盟国の問題と制度的取決めの多様性により変化しうる。パフォーマンス基準は、プログラムの目的の達成を保証するためのプログラム実施の評価に必要なものに限定される。パフォーマンス基準は、通常、(i) マクロ経済変数、(ii) IMF協定とその下で採用された政策の特別の規定を実施するために必要なもの、に限定される。パフォーマンス基準は、そのマクロ経済への影響により加盟国のプログラムの実効性にとって不可欠である例外的な場合に限り、他の変数に設定することができる」と述べ、「他の変数」（構造改革）への設定を例外的ケースに限定している。

59 しかしながら、70年代末の融資条件批判の高まりから、直接に、70年代に急激かつ大幅な構造改革化が進んだと想定するのは行き過ぎかもしれない。例えば、「IMF史」が当時の批判の背景として挙げているのは、①73年の石油ショックにより、非産油国の国際収支が悪化し、ユーロ市場等の民間金融機関からの融資を受けられない国はIMFに依存するほかなかったこと、②76年にIMFのオイルファシリティが終了し、そうした国々の資金調達はさらに厳しくなったこと、③70年代半ば以降になると、IMFの融資先は途上国ばかりとなる（77年のイギリスとイタリアを除く）一方で、途上国は、NIEO (New International Economic Order) を求めるなど、国際政治における発言力を高めていたこと(p. 489)、④70年代末になると、商業銀行が途上国向けの融資の開始・継続において、IMF融資条件の遵守を求めるようになったこと (pp.493-494) といった、73年のオイルショック以降の国際金融・政治状況の変化だけである。

EFFに関して言えば、EFFの設立を求めた、あるいは個別のプログラムの内容を検討した理事会資料では、いずれも構造改革の重要性・必要性が繰り返し強調されている⁶⁰。表2は、1974年の創設から80年12月までのEFF全16件⁶¹のプログラムに付された構造改革政策のリスト（とその実施状況）で、表中の数値は、全16件のうちいくつかのプログラムがその政策を採用したかを示している。これを見ると、（設備）投資や貯蓄の増強、輸出の促進、賃金の抑制、価格政策、補助金・租税政策といった構造的政策がほとんどすべてのプログラムで採用されていたことがわかる。

ただし、この表2は本稿で言う広義の融資条件であり、残念ながら、これらのうちどれがどの程度、狭義の融資条件（モニタリング指標）に含められていたかを確認することはできなかった。しかし、ほとんどの項目は広義の条件に限定され（＝モニタリング指標にされることはなく）、あるいは狭義の条件に含められる時も、以下に紹介する理事会資料の叙述から考えれば、＜パフォーマンス基準＞ではなく、＜レビュー＞や＜事前措置＞といった別のモニタリング指標に位置づけられていたと推測される。

例えば、第2回の総合的検討の最初の理事会（78年6月2日）に提出された資料は、「最近の1件のスタンドバイ取決めにおいて、所得政策に特別に重要な意味をもつ価格に関連してパフォーマンス基準が用いられている。それは、是正プログラムにおいて重要なものではあるが、この分野においてパフォーマンス基準を用いることには多くの困難があり、一般的に、趣意書が、価格、賃金その他の労働コストをカバーする政策に言及することで十分であると思われる」と述べており⁶²、構造的政策は、＜パフォーマンス基準＞に含めるのではなく、趣意書（つまり広

つまり、国際的環境や途上国の発言力が変化した結果、それが融資条件批判となって現れたにすぎず、融資条件そのものが変化したわけではないと、暗に示しているようにも読み取れる。

60 SM/74/58, SM/76/169, SM/79/122, SM/80/278.

61 ただしジャマイカに対する2件のEFFは1件としてカウント。

表2 EFF融資における政策実施状況

	政策の採用	実施状況		
		合計	計画と同等以上	計画以下
構造調整政策	16	10	2	8
投資の増加レベル	13	7	4	3
貯蓄の増加レベル	12	7	1	6
稼働率の上昇	6	2	1	1
輸出促進	13	7	3	3
輸入代替	6	5	2	3
エネルギー関連プロジェクトの推進	8	2	1	1
エネルギー消費の削減	6	3	3	—
労働集約的プロジェクトの促進	5	3	1	2
価格・賃金政策	16	9	6	3
名目賃金上昇の抑制	10	6	6	—
プログラムの負の影響に対する低所得層の保護	6	3	2	1
価格政策	13	8	4	4
公的部門政策	15	10	2	8
中央政府の財政パフォーマンスの改善	15	10	4	6
租税制度の改革	14	9	2	7
消費財への補助金の削減または増税	14	9	8	1
金融政策	13	8	4	4
金利調整	10	6	3	3
外国資本へのアクセスの拡大	8	4	3	1

(出所) SM/80/278, p. 26, Table 7.

義の融資条件)にとどめるべきであるとしている。

70年代末の〈パフォーマンス基準〉が構造的政策に踏み込んでいなかったことについては、『IMF史』も当時の専務理事であるウィッテベーン (Johannes Witteveen) の言葉を引用しながら次のように述べている。「IMFスタッフが加盟国の経済をコントロールしているとの批判に答えて、ウィッテベーン氏は、IMFが支援する経済政策プログラムにおけるパフォーマンス基準は、通常、国際収支の調整を達成するために十分な、出来るだけ幅広い経済変数に設定されていると、指摘している。IMFは、様々な部門間で調整コストがどのように配分されるべきかについて特定の見解を示すことを避けてきた。例えば、政府の財政ポジションの改善がプログラムに不可欠だといったよくあるケースの場合、パフォーマンス条項は、歳入の増加あるいは歳出の削減のための特定の政策ではなく、政府に対する銀行信用の伸び率に設定される。同様に、パフォーマンス基準は、個々の商品の価格ではなく、為替レートや金利といった全体的な価格に関して設定されてきたのである⁶³。」(強調は引用者)

また、1978年と79年に実施された融資の条件を検討した理事会資料は、「全体的な需要管理政策は、一般的に、総合的な金融変数の変化に関するパフォーマンス基準によって十分モニター可能である。しかしながら対照的に、プログラムの目的達成に必要な特定の政策、特にその構造的側面(為替レート政策の実施や、金利・管理価格・税率の変化等)の実施は、そうしたパフォーマンス基準への依存では十分にモニターできないことが多い」(強調は引用者)とした上で、今度は〈事前措置〉というモニタリング指標の活用を提言している⁶⁴。表3は、同資料が検討対象としたIMF融資(スタンドバイ取決め)合計22件について、需要管理型プログラム14件と構造指向型プログラム(structurally oriented program) 8

63 de Vries (1985) vol. I, p. 497.

64 EBS/81/152, p. 21.

表3 事前措置

	全体	需要管理型 プログラム	構造指向型 プログラム
為替レート政策	9	4	5
価格政策	5	3	2
金利政策	8	4	4
租税政策	3	3	—
その他	1	1	—
合計	13	8	5

（出所）EBS/81/152, p. 51, Table 4より抜粋。

件に分けた上で、それぞれ、どのような〈事前措置〉が課されていたかを示したものである。合計22件の融資のうち〈事前措置〉を伴っていたのは13件（需要型8件と構造型5件）で、合計で26（需要型15、構造型11）の〈事前措置〉が付されている。この資料は、70年代末の時点のIMF内部において、プログラムが需要管理型と構造型に区別され、〈事前措置〉が一定の役割を果たしていたことを明瞭に示している。

さらに同資料は、〈レビュー〉なるモニタリング指標について、借入国の内外経済状況に不確実な点が多い場合に半年あるいは1年が経過した段階で改めて〈パフォーマンス基準〉を設定ないし修正するという従来の役割を説明した後、「伝統的なレビューの役割は、時折、ミクロ経済的政策、特に価格政策に関する、IMFと加盟国との協議へと拡張されている。こうしたレビューの用い方は、加盟国のIMF資金へのアクセスを不確実にするが、同時に、個々の政策の特定と実施を促進し、より長期に及ぶプログラムの成功を促すものである」（強調は引用者）と述べ⁶⁵、構造的政策において〈レビュー〉という指標が利用され始めたことを明らかにしている。

65 *ibid.*

以上からわかるのは、1970年代にはEFFの導入を一つの転機として、融資条件において構造的政策への関与が見られ始めたこと、しかしそれは、〈パフォーマンス基準〉の形ではなく、趣意書に記されるだけであったり、あるいはモニタリング指標となる場合も、〈事前措置〉や〈レビュー〉といった60年代には見られない新たな指標の形をとっていたことである。

では、〈事前措置〉、〈レビュー〉とはどのようなモニタリング指標であろうか。

〈事前措置 (Prior ActionあるいはPrecondition) 〉⁶⁶は、IMF理事会によるプログラムの承認・第1回の融資資金引出の前に、借入国に実施が求められる政策のことで、経済状況が深刻である場合や、以前に融資条件が遵守されず融資がストップした経験をもつ国の場合等に課される一連の政策のことである⁶⁷。具体的には、為替レートの引下げ、金利の変更、立法措置を要する税制改革等が多い。〈パフォーマンス基準〉が、債務残高の上限のように、様々な政策によって一定の時間を経て達成される目標（結果）であるのと対照的に、〈事前措置〉に採用されるのは、短期間に実施される政策そのものである。また、〈パフォーマンス基準〉については、融資承認時に理事会で検討されるのに対して、〈事前措置〉は、融資案の理事会提出前に、IMFスタッフが借入国との間で作成するものであるため、少なくとも事前には理事会のチェックが働かず⁶⁸、専務理事をトップとするIMF幹部職員の裁量がより大きく働く指標でもある。

こうした〈事前措置〉が、1970年代末で、プログラムのおよそ3分の2に求めら

66 『IMF史』には、Prior Actionは理事会の融資承認前に実施する政策で、Preconditionは承認後最初の資金引出前に実施する政策であると、二つを区別する叙述も見られるが (Boughton(2001)p.605) , 87年の理事会資料 (EBS/87/240, p. 25) は、「取決めの承認の前提条件 (Preconditions) である政策という厳密な意味での事前措置 (Prior Actions) は、多くの場合、取決め承認直後に実施される政策と実際には区別することができない」と述べている。本稿では後者に従って両者を区別しない。

67 Killick(1984)pp.190-191, Boughton(2001)p. 568, pp605-606, EBS/86/211, pp. 7-8.

68 SM/78/230, p. 6.

れ、その数は融資1件あたり平均2程度であったとの指摘もある⁶⁹。そして、〈事前措置〉は、ファースト・クレジット・トランシュまでの融資に対して課されることもあった⁷⁰。すなわち前述の68年の理事会決定により〈パフォーマンス基準〉は高次トランシュ融資に限定されていたが、その空白を埋める役割の一端を〈事前措置〉が担っていたとも言えるであろう。

『IMF史』も、70年代には、為替レートの切下げ、貿易・為替の自由化、歳入関連の立法措置、公営企業の価格の調整などの政策が、スタンドバイ取決めの理事会提出の前に求められるのが一般化していたとし、「IMFスタッフは、こうしたタイプの事前措置は、とりわけ国際収支調整政策の実施が遅れている加盟国の場合には、専務理事が加盟国のスタンドバイ取決めの要請を理事会に提出するために不可欠であると考えていた」と記している⁷¹。そして、第2回の総合的検討（1978-79年）の理事会の場において、途上国理事から厳しい批判を浴びながらも、「79年ガイドライン」の第7項として〈事前措置〉に関する規定が新たに設けられたのであり、そこにおいて「加盟国がIMFの規定と政策に合致したプログラムを策定・実施するために必要な限りにおいて、加盟国は、IMFによるスタンドバイ取決めの承認の前に、一定の是正策の採用を求められることがある」と明記されるに至ったのである。

1970年代に多用され始めたもう一つのモニタリング指標である〈レビュー〉とは何だろうか。〈レビュー（ReviewあるいはProgram Review）〉は、プログラムが長期にわたるために、あるいは、経済状況に不確実な要素が多いために、融資開始時に必要な〈パフォーマンス基準〉を設定できない場合に、プログラムの途中で検討対象とする政策課題を事前にリストアップしたもの、あるいはその際のプログラム全体の再検討のことである。例えば、プログラムは一年を越える

69 Killick(1984)pp. 190-191.

70 EBM/78/80, p. 6.

71 de Vries(1985) vol. I, p. 488.

ものの、加盟国としては次年度以降の政府予算に関わる政策について確定的な目標を設定することを避けたいといったケース、また、1年を越えないプログラムであっても、輸出依存度が高いにもかかわらず為替レートの動向を予測しづらいといったケースには、〈レビュー〉に関する規定が設けられる⁷²。

この〈レビュー〉がモニタリング指標として導入されたのは、1974年に先述のEFFが設立された時であった⁷³。通常の融資であるスタンドバイ取決めが原則1年までのプログラムであるのに対して、構造的問題を抱える加盟国を対象とするEFFは3年までという長期のプログラムである。そこで、1年目終了時に融資条件の遵守状況を確認するとともに次年度の政策を確認するために〈年次レビュー (Annual Review)〉というモニタリング指標が導入されたのである⁷⁴。

ところが間もなく、スタンドバイ取決めにおいても、1年を越えるプログラムの場合には〈レビュー〉条項が適用されるようになり、さらに、1年を超えなくても不確定要素が大きいとみなされた場合には〈レビュー〉が設定されるようになる(〈半期レビュー (Midyear Review)〉)。その結果、〈レビュー〉は、70年代後半にはほとんどすべてのIMF融資(高次トランシュ)に設けられ、モニタリングにおいて極めて重要な役割を果たすようになったのである。

しかしながら、〈レビュー〉は、プログラムの実施において一定の重要性をもつものの、その遵守状況は資金供給と直接結びついているわけではない点で〈パフォー

72 Gold(1979)p. 35, Polak(1991)p. 56.

73 厳密に言えば、〈レビュー〉が融資条件に盛り込まれたのは、1958年6月のブラジル向けスタンドバイ取決めが最初である。それは、資金の引出しが割当額(クォータ)の一定割合に達した場合に、以降の引出しにあたってはIMFとの合意が必要である、とするものであった。当時の〈レビュー〉は、主として、借入国の経済動向について不確実な面が大きいために融資承認時に必要な政策を確定しがたい場合や、借入額が比較的大きい場合に用いられた。しかしながら、1964年8月のドミニカへのスタンドバイ取決め以降、〈レビュー〉の条項が盛り込まれることはなくなった。その理由は、スタンドバイ取決めには、常にコンサルテーションの条項が入れられており、それを通じて期間途中で新たに〈パフォーマンス基準〉を設定することができ、別途、融資条件にレビュー条項を入れておく必要がないと判断されたためである(SM/68/128, p.13)。それがEFF設立時に再び登場することになったのである。

74 EBS/86/211, pp. 8-10.

マンス基準>と大きく異なる。また、その遵守状況の判断においては、借入国側の事情に合わせた柔軟な対応が期待される反面、逆にIMFの側における裁量や主観的な判断を排除しきれないというデメリットもある⁷⁵。そして実際には、数値化することや正確に特定することが困難であるため、資金供給と直結する<パフォーマンス基準>には適さないと見なされる項目、つまりは構造的条件の多くがそこに含まれていったのである⁷⁶。

1970年代末の第2回の総合的検討では、スタッフから二つの具体的提案がなされていた。一つは、従来1年を原則としてきたスタンドバイ取決めを2年にすることであり、もう一つは<パフォーマンス基準>に替わってこの<レビュー>を活用することであった。後者の目的は、途上国からの融資条件批判を背景にしつつも、モニタリング指標の柔軟性を高めることによって、国際収支問題が深刻化する前の段階でIMF融資の申請がなされるようにすることであった。<パフォーマンス基準>という厳格な条件の下では、どうしても融資申請が遅れがちになり、そのことがIMFプログラムの実効性を損なっているとの懸念があったものと思われる。そして理事会においては、基本的に、<レビュー>の活用には積極的ないし好意的なのは途上国であり、米国をはじめとする先進国は<パフォーマンス基準>の重要性を強調し、<レビュー>に対しては消極的だったのである⁷⁷。

長い議論の末に採択された「79年ガイドライン」は<レビュー>に関して一項目を設け、1年を越えるプログラムの場合、または不確実性が高いためにプログラム年度の初めに<パフォーマンス基準>を設定できない場合には、レビューに閑

75 SM/78/103, pp. 17 - 18.

76 EBS/87/240, pp. 20-21.

77 SM/78/103, SM/78/230, EBM/78/79-80, EBM/78/81-82, EBM/78/158参照。もちろん、議事録の多くは、途上国理事による融資条件一般への批判によって占められているが、具体的実践的な議論はこの二つの提案への賛否の表明であり、それが、最終的には「79年ガイドライン」へとつながるのである。本文で触れていないスタンドバイ取決めの2年への延長については、同ガイドライン第2項において、スタンドバイ取決めは1年を越えることができるものの3年を越えることはできない、という形でスタッフの提案が実現している。

する規定を設定すると、新たに明記した。そしてそれは、途上国理事が望んだようなくパフォーマンス基準>を廃止して<レビュー>を採用するというのではなく、(マクロ的変数に限定される) <パフォーマンス基準>に加えて、(主として構造的条件に関する) <レビュー>を導入することだったのである。

このように見てくると、1978年から79年にかけての第2回の総合的検討、およびその結果としての「79年ガイドライン」が果たした役割には、通説的な理解からはみ出る部分があるように思われる。例えば、『IMF史』はこの間の理事会を、発言権を増した途上国からの批判と先進国・IMF側の応戦あるいは譲歩として描いている⁷⁸。また「79年ガイドライン」に関しても、<パフォーマンス基準>が原則としてマクロ的変数に限定されていること(第9項)や、借入国の社会的政治的状況に配慮すること(第4項)などを強調する議論が多い。しかし同時に、途上国が反対した<事前措置>と、賛成した<レビュー>がここで明文化されたのであり、その後、それらが<パフォーマンス基準>には盛り込めない構造的条件の受け皿として重要な役割を担っていくのである。

③1980年代(1979~87年)

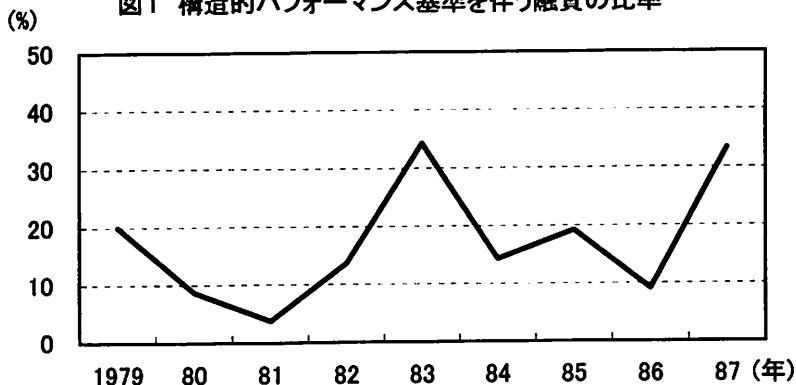
続く1980年代のモニタリング指標の状況について、まず<パフォーマンス基準>から見てみよう。

図1は、1979年から87年の間に理事会が承認したスタンドバイ取決め(高次トランシュのみ)とEFFのうち、<構造的パフォーマンス基準>⁷⁹を伴った融資の比

78 de Vries(1985)vol. I, pp. 481-507.

79 IMF自身が<パフォーマンス基準>を<構造的(Structural)>と<数量的(Quantitative)>の二つに明確に区分して認識するようになったのは、1987年頃ではないかと推測される。86年9月の理事会資料(EBS/86/211, Supplement 1, p. 15)では、まだ performance criteria relating to structural reformsといった間接的な表現が用いられていたが、87年11月にはStructural Performance Criteriaと明確に表記されるようになり(EBS/87/240)、現在に至る(Fritz-Krockow and Ramlogan(2007)p.26)。本稿(上)(439-440頁)で紹介した1997年10月31日付けのインドネシアの趣意書の例(別掲3)では、AからCが<数量的パフォーマンス基準>にあたり、E-I(と

図1 構造的パフォーマンス基準を伴う融資の比率



(注) 87年は9月末まで。

分子：構造的パフォーマンス基準を伴う融資の数

分母：承認されたすべてのスタンドバイ取決めとEFFの数（高次トランシュのみ）として計算。

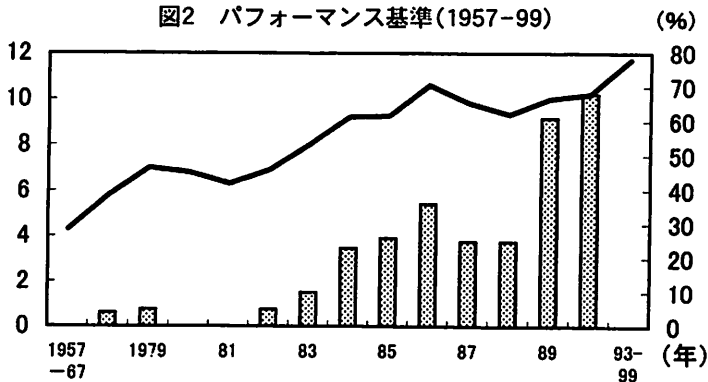
(出所) 分子（構造的パフォーマンス基準を伴う融資）は、EBS/87/240, p.22, Table 1（同年12月28日付けの訂正による修正済み）からカウント。分母（承認されたすべてのスタンドバイ取決めとEFF（高次トランシュのみ））はEBS/88/50, p. 21, Table 2およびIMF Annual Report, 1988, Table III.3, III.7よりカウント。

率の推移を示したものである⁸⁰。〈構造的パフォーマンス基準〉とは、〈パフォーマンス基準〉としての性格をもつ構造的条件のことである。しかしこれを見ると、83年と87年に「山」はあるものの、〈構造的パフォーマンス基準〉を伴う融資が80年代に増加したとは言えないであろう。しかもこの間、1件の融資に付された〈パフォーマンス基準〉全体（構造的+数量的）の数は、明らかに上昇している

IIの5、6)が〈構造的パフォーマンス基準〉にあたる。

80 ここでは、融資が〈構造的パフォーマンス基準〉を伴っているか否かに着目しており、付された〈構造的パフォーマンス基準〉の数は無視している。例えば、86年6月19日付けボリビア向け融資には1つの〈構造的パフォーマンス基準〉（外為市場におけるプレミアムの5%以下への抑制）、同年8月15日のエクアドル向け融資には3つの〈構造的パフォーマンス基準〉（実質実効為替レートの一定水準での維持、輸入担保預金制度の86年末までの撤廃、金融機関に対する資金需給を反映した預貸金利設定の認可）が課されているが、二つの融資は区別せず、86年にはあわせて2件の「構造的パフォーマンス基準を伴う融資」があったとカウントしている。実際、1件あたりの融資に付された〈構造的パフォーマンス基準〉の数は、70年代末から80年代後半の期間には、ほとんど上昇していない（平均1.5、3件の構造的パフォーマンス基準を求められたエクアドルのケースはこの時期としては例外的である）。この時期の個々の〈構造的パフォーマンス基準〉の内容については、EBS/87/254, Table 1, pp. 26-32.参照。

図2 パフォーマンス基準(1957-99)



(注) 折れ線グラフ：1件の融資に付与されたパフォーマンス基準の数の平均(左目盛)
 棒グラフ：11以上のパフォーマンス基準が付された融資の比率(右目盛)。1957-67
 年と93-99年については不明。80年と81年はゼロ。
 (引用者注) 1プログラムあたりの数。プログラムの年数は考慮されていない。
 (出所) 1957-67年：SM/68/128, Supplement 1, p. 3, Table 1-A.
 1968-90年：Boughton(2001)p. 603.
 1993-99年：Goldstein(2003)p. 393.

表4 IMF融資における高次融資条件付き融資の比率

		1975-79	80-84	85-89
A	リザーブトランシュ	5,082	4,264	1,353
	ファーストクレジットトランシュ	1,290	990	799
	オイルファシリティ	6,902	0	0
	その他の特別融資	3,479	8,682	4,221
	トラストファンド	970	2,022	0
	贈与	85	237	1,596
B	高次トランシュのスタンドバイ取決め	5,565	13,400	11,157
	EFF	549	10,895	3,240
	SAF・ESAF	0	0	1,138
総計(=A+B)		23,922	40,490	23,504
高次融資条件の比率 =B/(A+B)		26%	60%	66%

(出所) Boughton(2001)p.561, Table13.1より抜粋, 加筆。

のであるから（図2）⁸¹、その限りで融資条件が厳格化に向かったとは言えても、構造改革化が進んだとは言えない。

ただし表4が示すように、1970年代から80年代にかけて、各国の割当額（クォータ）に比した融資額の増大によって、事実上融資条件を伴わないファースト・トランシュまでの融資の比率が低下し、融資条件を伴う高次トランシュ融資の比率が上昇していること（つまり、IMF融資全体に占める図1の分母の比率が上昇していること）も事実である。この点を考慮すると、図1は、構造的条件のウエイトの高まりを幾分か過小に評価しているとも言えるであろう。

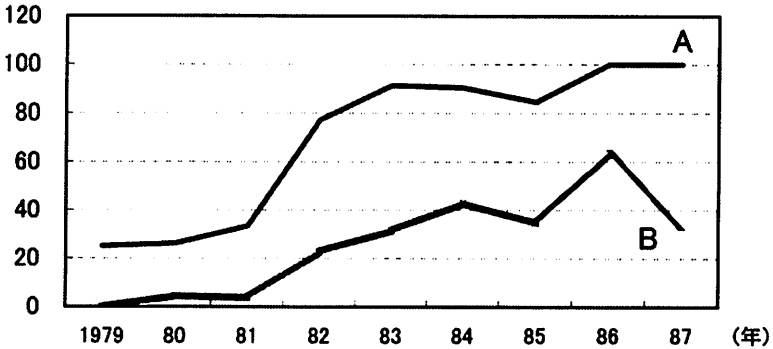
しかしながら別のモニタリング指標を見ると、状況は大きく異なる。構造的政策に関する〈レビュー〉を見てみよう。

図3は、〈構造的レビュー（Structural Policies in Mid-year Reviews）〉を伴う融資の比率を示したものであるが、〈構造的パフォーマンス基準〉と異なり、1980年代に顕著な増加があったことがわかる。グラフAはすべての〈構造的レビュー〉を分子としたものであるが、グラフBはその内、貿易・為替制度に関する〈レビュー〉を除いたものである。貿易・為替の自由化は、IMF設立当初からの目的であり、その部分については必ずしも本稿で言う構造改革化を示す指標とは言えないからである。すると、80年頃にはゼロであったものが、80年代半ばには50%前後となり、約半分のプログラムに貿易・為替以外の〈構造的レビュー〉が課されるようになったことがわかる。専務理事も、86年12月の理事会で80年代における〈レビュー〉の増加は、「1979年以前にレビューが事実上存在しなかったことと著しい対照をなしている」とし⁸²、また、88年の理事会資料は、「1970

81 ただし、図1が、注80で述べているように〈構造的パフォーマンス基準〉を1つでも課された融資の数をカウントしている（1件の融資に付された基準の数は無視している）のに対して、図2では付された〈パフォーマンス基準〉の数をカウントしており、両者を厳密な意味で比較することはできない。しかしながら、本文で述べているような傾向を指摘することはできるであろう。

82 EBM/86/191, p. 50.

(%) 図3 構造的レビューを伴う融資の比率



(注) 87年は9月末まで。

分子：グラフAは構造的レビューを伴う融資の数、グラフBは貿易・為替関係以外の構造的レビューを伴う融資の数

分母：図1に同じとして計算。

(出所) 分子（構造的レビューを伴う融資の数）は、グラフA・BともEBS/87/254, pp. 33-35, Table 2よりカウント。分母は図1に同じ。

表5 構造的レビューを伴う融資の比率

(%)	為替レート政策	貿易・関税制度	為替制度	金利政策	価格政策	財政政策	公営企業	金融政策	その他
1979	25	—	5	—	—	—	—	—	—
1980	9	4	4	4	—	—	—	—	4
1981	7	—	7	—	4	—	—	—	—
1982	32	5	18	18	5	5	—	—	5
1983	26	11	23	17	14	3	9	—	6
1984	33	10	19	19	4	14	14	10	10
1985	19	4	15	12	12	8	23	4	4
1986	45	18	14	12	32	50	36	18	5
1987	11	—	22	11	11	11	22	11	22

(注) 1987年は9月末まで。

分子：構造的レビュー（分野別）を伴う融資の数

分母：図1に同じ

として計算。例えば、79年には、為替レート政策に関するレビューを融資条件としていた融資が融資全体（高次トランシュのみ）の25%あり、為替制度に関しては5%あったことを示している。ただし、複数の融資条件を含む場合には重複してカウントされている。83年以降、各年の合計が100%を越えるのはそのためである。

(出所) EBS/87/240, p. 24, Table 2. (同年12月28日付けの訂正による修正済み)

年代後半までは、半期レビューが、資金引出継続のための明確な条件となることはめったになかった。（しかし引用者）1978-79年の総合的検討が、プログラム・レビューの活用の道を拓き、事実、最近のスタンドバイ取決めの約90%が半期レビューを求めている⁸³と述べている。

では、具体的に〈構造的レビュー〉として求められた政策はどのようなものだったのだろうか。表5を見ると、貿易や為替制度に関する改革に加えて、「価格政策」, 「財政政策」, 「公営企業」, つまり統制価格の自由化, 財政政策のミクロ的改革, 公営企業改革などが〈レビュー〉の形で求められるようになったことがわかる。

〈事前措置〉については、残念ながら同様の数量的な資料を確認することはできなかった。しかしながら、『IMF史』は以下のように述べている。「1980年代には、特に国際競争力の低下を是正するための為替レートの切下げなどの形で、事前措置を求めることが一般的となった。税制改革や管理価格の調整も、しばしば事前措置の候補となった。為替レートの管理は、通常、明確なパフォーマンス基準によってコントロールするには微妙な問題であるため、まず切下げが、IMFの融資の承認に先行することが多かった。」そして「IMFスタッフは、徐々に、事前措置の利用は最小限にとどめるべきだとの考えを捨てるようになった」のである⁸⁴。

1986年の理事会資料も「加盟国のプログラムが信頼を獲得する上で、事前措置の重要性は強調しすぎることではない」と述べ、〈事前措置〉が実行されないために専務理事が理事会への融資承認の提案そのものを行わないケースを挙げている⁸⁵。その資料を検討した同年12月の理事会では、ブラジルの理事カフカは、そもそもプログラムが承認・開始される前に実行が求められる〈事前措置〉をモニタリング指標とするのは適切ではなく、「事前措置は、加盟国の約束に対する

83 EBS/88/50, p. 17.

84 Boughton(2001)pp.605-606.

85 EBS/86/211, p. 8.

IMFの不信の表明とも見なしうる」と厳しい批判を展開し⁸⁶、途上国理事からは同様の意見も少なくなかった。しかしながらその日の議長（専務理事）総括は、「数人の（several）理事は、事前措置や数量的パフォーマンス基準の代わりにレビューを用いることを提案したが、ほとんどの（most）理事は、事前措置はプログラムの成功にとって不可欠であることが多いと強調した」と整理している⁸⁷。

つまり、1980年代における融資条件の特徴を整理すると以下のようなろう。

①IMFの全融資案件のうち融資条件を伴う高次トランシュの比率が上昇している（表4）。②1件の融資に付される〈パフォーマンス基準〉の数は増加しており、その意味で融資条件の厳格化が生じていた（図2）。③しかし、〈構造的パフォーマンス基準〉を伴う融資の比率が上昇しているとは言えず（図1）、④その一方で、〈レビュー〉を伴う融資の比率は顕著に増加しており、しかもその領域は、貿易・為替レートに関するものから、ミクロ的領域へと拡大してきた（表5）。⑤そして、〈事前措置〉も積極的に活用されるようになったと推測される。

これらは、直接的には、「79年ガイドライン」が〈パフォーマンス基準〉については構造的政策への適用を例外とし、〈レビュー〉と〈事前措置〉に関する規定を導入したことを反映したものだと言えるであろう。

〈パフォーマンス基準〉は、モニタリング指標において最重要の役割を担うものとされ、同時に資金供給（フェイジング）と直結している。そこに、借入国側からの反発の強い構造的政策を盛り込むことには、IMFとしても躊躇があったものと思われる。その場合には、「79年ガイドライン」の改訂も必要になる⁸⁸。

86 EBM86/190, p.5. 〈事前措置〉は趣意書に明記されず、理事会の決定にも記されないのが通例であり、理事会決定に明記されるようになるのは、2000年7月からであった。IMF(2001)p. 7.

87 EBM86/191, p. 50.

88 実際1987年12月の構造調整のモニタリングに関する理事会や、第3回の総合的検討を行った88年4月の理事会では、「79年ガイドライン」の改訂が公式の議題の一つとされ、概ね、先進国理事からは構造改革を重視する方向への改正に前向き発言が、途上国理事からは現状を維持すべきとの発言が相次いだ。しかし、理事会の議長（専務理事）総括は、両論を整理したほかは、「ガイドラインは構造改革の重視を排除し

他方で、通常融資であるスタンドバイ取決め自身が、長期化し構造的問題への対応に焦点を移していくなかで（スタンドバイ取決めの「EFF化」とも言えよう⁸⁹）、EFFのための〈レビュー〉がスタンドバイ取決めにも活用されるようになった。〈パフォーマンス基準〉が融資の継続と直接的にリンクしているのに対して、〈レビュー〉の遵守は、重要ではあるものの理事会における総合的判断の一つの材料にすぎない。したがって、その柔軟性と裁量性により、借入国側にとっては〈パフォーマンス基準〉ほど厳格なものではなく、プログラム期間に発生した新たな変化への配慮を主張できる点で、また、IMFにとっては自らの裁量の拡大にもつながりうる⁹⁰点で、双方にとって相対的に受け入れやすいものであったと思われる。〈パフォーマンス基準〉に適さないとと思われる融資条件の多く（つまりは構造的条件）が〈レビュー〉に回され、それによって、構造的条件が増加していったのである。

④1990年代（1988～99年）

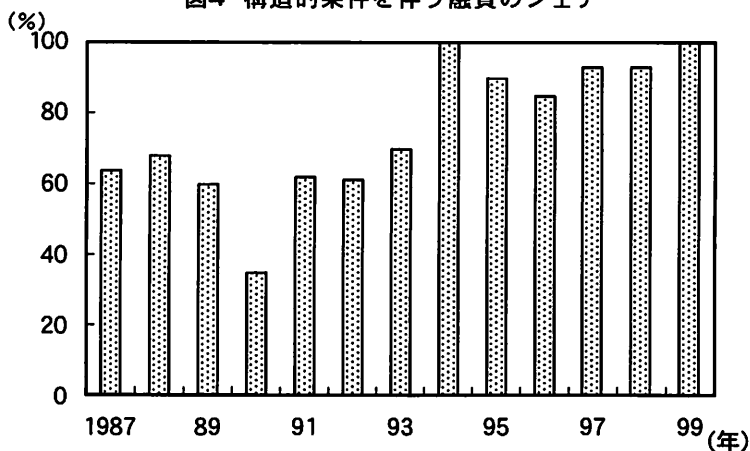
そして1990年代、構造的条件は飛躍的に増大し、そうした中で起こった97年のアジア危機への対応をめぐって、周知のように、IMFはそれまでにない厳しい批

ているわけではない」（EBM/87/176, p. 9）、「一つの採りうるアプローチは、ケースバイケースでの試行を続けることであり、私は、今の段階ではそれが重要だと考える」（EBM/88/60, p. 6）と述べるにとどまり、結局、理事会が公式に「79年ガイドライン」の改訂に踏み込むことはなかった。〈事前措置〉や〈レビュー〉が、十分にその代わりを果たしていたからである。

89 すでに1981年の理事会で、ボラック（本稿（上）443頁で調査局長として紹介した人物であるが、この時点ではIMFを退職しオランダ理事）は、スタンドバイ取決めとEFFとの間に実質的な差はなくなっていると述べている。その理由として彼は、共に供与資金額が増大していること、適用される金利差が小さいこと、そして、構造調整が必要なのは先進国を含む全加盟国とみなされていること、スタンドバイ取決めにおいても期間が長くなっていることを挙げている（EBM/81/7, p. 7）。

90 この点について、例えば、88年の理事会資料は、「過去2、3年におけるレビューへの依存の高まりは、レビュー条項には加盟国の成果に対するIMFの裁量的な判断が含まれるという意味で、モニタリングの押し付けがましさ（obtrusiveness）を強めているかもしれない。このことは、レビューの範囲は過度に広範囲となるべきではなく取決めの開始時に明確に特定されなければならないことを示している」と述べている（EBS/88/50, p. 18）。

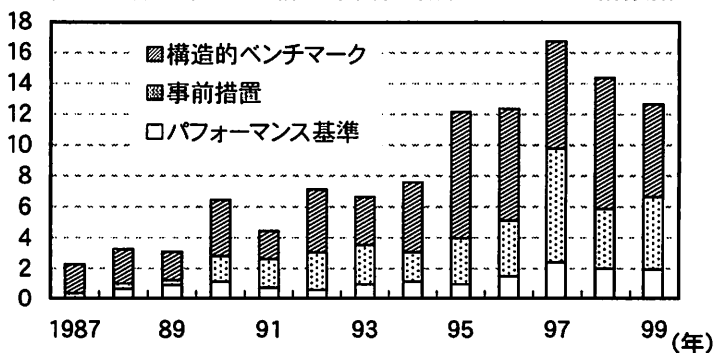
図4 構造的条件を伴う融資のシェア



(注) 承認されたすべての融資（スタンドバイ取決め・EFF・SAF・ESAF・PRGF）に占める、いずれかのモニタリング指標に構造的条件が一つ以上付された融資の比率。

(出所) IMF(2001)p. 10, Figure 1.

図5 1件・1年あたり構造的条件の数(モニタリング指標別)



(注) 事前措置はレビューを含む。

(出所) IMF(2001)p. 11, Figure 2より作成。

判を浴びることになる。それを受けたIMF改革への動きの一つが、2001年から02年にかけて行われた融資条件に関する4回目の総合的検討であり、その結果、20年以上にわたって維持されてきた「79年ガイドライン」は全面的に改訂されることになる。以下、90年代の構造改革化について、その際の理事会に提出された資

料の一つであるIMF（2001）に拠りながら、検証していくこととする。

（i）全体的傾向

図4は、モニタリング指標の種類は問わず、そのいずれかに構造的条件が一つ以上付された融資のシェアの推移を示したものである⁹¹。つまり、IMFの融資を、マクロ的条件のみが付けられた融資と、マクロ的条件と構造的条件の両方を伴う融資の二つに分けた時（構造的条件のみの融資は存在しない）、80年代末には、構造的条件のついた融資は、全体の3分の2程度であったが、90年代前半に急増し、90年代半ばにはほとんどすべての融資に構造的条件が付くようになっている。

次に、融資1件あたりに付された構造的条件の数を見てみよう。プログラムの期間が長くなれば、それにもなってモニタリング指標の数が増えるのは当然であると考えられるため、IMFの融資政策の変化を正確に見るためには、条件の数を期間で割った数字、すなわち融資1件・1年あたりの構造的条件の推移を見る必要がある。例えば、2年間のプログラムに3つの構造的条件が付された融資と、3年間で4つの構造的条件を伴うプログラムを比べると、単純な絶対数では後者（4つ）が多く構造改革がより重視されているように見えるが、1年あたりに換算すれば後者は1.3、前者は1.5であり前者のほうが多くの構造的条件を課されている。この考え方にしたがって、融資1件・1年あたりにおける構造的条件の各年の平均をモニタリング指標別に積み上げたものが図5である。これを見ると、1件・1年あたりの構造的条件の数は、90年代に急速に上昇し、後半には10を越えている。例えば3年の融資であれば、平均して30を上回る構造的な融資条件がモニタリング指標として要求されていたことになる。97年に承認された融資に多くの構造的条件が付されているのは、アジア危機への対応を反映したものである。

91 図4のPRGF（Poverty Reduction and Growth Facility：貧困削減成長ファシリティ）とは、それまでのESAFが1999年に改称したものである。PRGFについては、Fritz-Krockow and Ramlogan（2007）pp. 35-36.

(ii) モニタリング指標別の特徴

同じく図5から、モニタリング指標別の特徴を見てみよう。

まず、90年代においても、80年代までと同じく構造改革に関しては「パフォーマンス基準」は中心的役割を果たしていないことがわかる。90年代末においても、1件・1年あたりの「構造的パフォーマンス基準」はせいぜい2にすぎない。その一方で、「事前措置」（図5では「レビュー」を含む）はおよそ4である（アジア危機のあった97年には約7となっている）。構造的条件において、「パフォーマンス基準」が多用されず「事前措置」⁹²が用いられた理由は、すでに述べた通りである。また90年代には、移行経済国（旧社会主義諸国）への融資が増大したが、そうした国々においては広範囲にわたる急激な構造改革が必要とされ、多くの「事前措置」が要求されたのである。

しかし、90年代に増加が最も顕著なのは「構造的ベンチマーク（Structural Benchmark）」である。90年代後半には7程度を維持しており、図5を見れば、90年代の構造改革化の中心は「構造的ベンチマーク」にあったと言ってもよいであろう。理事会資料も、「様々な構造的条件の中で、構造的ベンチマークの増加は突出している」とし、「その数から判断すると、ベンチマークは、近年の多くのIMF支援プログラムの構造改革のモニタリングにおいて中心的な役割を果たしてきたようである」と述べている⁹³。

「構造的ベンチマーク」とは、低所得国向けの特別融資制度として1986年に設

92 1987年の理事会資料は「事前措置は、多年度にわたる取決めにおいて、特に前年のプログラムにおいて政策の実施状況が期待以下であった場合には、2年目あるいは3年目のプログラム承認の前提条件ともなる」と述べている（EBS/87/240, p. 20）。したがって、複数年におよぶ取決めにおいては、融資そのものの理事会における承認前に実行が求められる「事前措置」と、2年目あるいは3年目開始前に実施が求められる「事前措置」があることになる。後者は、「レビュー」と重なる。本文の図5（の出所であるIMF(2001)のFigure 2）が、「事前措置」に「レビュー」を含んでいるのはそのためであると思われる。

93 IMF(2001)p. 63.

立されたSAF（Structural Adjustment Facility：構造調整ファシリティ）のために導入された、新しいモニタリング指標である。SAFは長期間を要する構造改革を主要目的とするため、プログラム期間は3年で、資金供給は年次プログラムの承認を条件に年1回と定められた⁹⁴。スタンドバイ取決めの資金供給が3ヶ月に1度であるのに対して資金供給の間隔が長いので、資金供給とは直接の関係をもたない、しかしプログラムの進捗状況をモニタリングできる指標が必要だとされた⁹⁵。それが〈ベンチマーク〉であり、そのうち構造改革を対象とするのがこの〈構造的ベンチマーク〉なのである。

したがって、〈パフォーマンス基準〉が資金供給と直結しているのに対して、〈ベンチマーク〉は、あくまで理事会が借入国の経済パフォーマンスを評価する上での参考指標にすぎず、資金供給継続の必須条件ではない。その点、〈レビュー〉と共通するが、〈レビュー〉の完了は融資継続の条件となるのに対して、特定の〈ベンチマーク〉の実施の遅れは、必ずしも〈レビュー〉の完了を妨げるものとはならない⁹⁶。IMF自身が、「プログラムのモニタリングにおいて構造的ベンチマークの役割が明確に定義されたことはない」⁹⁷と述べているように、その性格は極めて曖昧である。そしてそのことが、80年代における〈レビュー〉と同様に、IMF・借入国双方にとっての受け入れやすさの一因になったと思われる。

融資条件の歴史を振り返れば、融資継続の判断・条件におけるこうした〈自動性と柔軟性〉、〈客観性と裁量性〉という問題は、〈パフォーマンス基準〉導入時にも議論となった点であった。

94 SAFおよびその後継であるESAFの概要については、井川(1992)179-187頁、奥田(1989)239-247頁、Boughton(2001)pp. 637-704、EBS/87/230を参照。

95 しかしながらこの方法は効果的でないとされ、翌年ESAFが創設される時には、資金供給は半年に1度に変更されている。IMF(2001) p. 6, 54, EBS/87/230, p. 15.

96 IMF(2001)p. 6. しかし、以前の〈構造的ベンチマーク〉が遵守されなかったため、次の年度においては、融資の継続を認める条件としてその履行が求められること、つまり以前の〈構造的ベンチマーク〉が〈事前措置〉に変更される場合も多かったという。IMF (2001)pp. 55-56.

97 IMF(2001)p. 55.

すなわち、IMF理事会は1952年10月1日の理事会で、クレジットライン形式の融資制度（スタンドバイ取決め）の導入を正式決定するが、そこでは、特別の事情がない限り、認められた期間中（6ヶ月。53年12月の理事会で6ヶ月超を認める）、新たな審査なしに引出しが可能とされていた。ところがIMFは、プログラムが実効的でないと判断した場合には、期間中でも資金の引出しを停止できる＜事前通知（Prior Notice）＞条項をスタンドバイ取決めに盛り込み始める（最初の導入は54年2月のペルー向けスタンドバイ取決め⁹⁸）。

しかしながら、IMFの恣意的な融資停止であるとの批判を受け、そのことが、客観的かつ自動的な性格をもつ＜パフォーマンス基準＞の導入・一般化につながるのである⁹⁹。＜パフォーマンス基準＞は、それを遵守すれば継続して資金を引き出すことができ、遵守できなければ融資は停止するという＜自動的＞な性格をもち、そこにIMF理事会の新たな判断や裁量の介入する余地はない。そしてそのためには、IMFと借入国の間で条件が守られたか否かをめぐって議論が起きる余地がないよう＜客観的＞に（＝数値によって）表現されることが必要だと考えられたのである。

しかしながら、以上見てきたように、1970年代からの構造改革化の過程は、50年代の＜パフォーマンス基準＞成立の論理を逆転させることによってはじめて可能となった。＜客観性と自動性＞を備えた＜パフォーマンス基準＞ではなく、＜柔軟性と裁量性＞の高い＜レビュー＞や＜構造的ベンチマーク＞の導入が必要であった。そしてそこで拡大した裁量を活用してIMFは、構造改革化を推進していくのである。

では、具体的に、＜構造的ベンチマーク＞は、どのような分野の政策を求めた

98 毛利(1988)123頁、Horsefield(1969)vol. I, pp. 478-479. 1954年ペルーのスタンドバイ取決めの「事前通知」条項は、「もし、為替安定化プログラムが実効的であると信じるに足る状況でなくなったとIMFが判断するに至った場合、ペルーは、IMFと協議し同意に至るまで、スタンドバイ取決めの下でのさらなる引出しをおこなわない」というものであった（SM/68/128, p. 10）。

99 SM/68/128, pp. 10-11.

表6 SAFにおける構造的ベンチマーク¹

	発効日	為替制度 ・関税改革	貿易自由化 ・関税改革	公営企業	財政改革 ²	金融部門 改革	生産者価格 ・農産物市場	公共投資 計画	その他	合計
ブルンジ	1986年8月8日	1	4	2						7
ガンビア	1986年9月17日			1	3			1	1	6
モーリタニア	1986年9月22日			2	1	4	1		1	9
セネガル	1986年11月10日		1				2	1		4
シエラレオネ	1986年11月14日			2	3		1		1	7
ニジェール ³	1986年11月17日			1 ⁴	2	1	1		1	5
ドミニカ	1986年11月26日			3	3		1			7
ボリビア	1986年12月15日			1	1			1		3
ハイチ	1986年12月17日		3	1	1	2	1	1		9
バングラデシュ	1987年2月6日	1			4	7				12
ザイール	1987年5月15日	1	2		1	1			1	6
中央アフリカ	1987年6月1日			3						3
モザンビーク ³	1987年6月8日	2	2	1	1	1	5		3	15
ウガンダ	1987年6月15日		1		2					3
ソマリア	1987年6月29日	1		1	3		3		2	10
ギニア	1987年7月29日				3	2			2	7
マダガスカル	1987年8月31日		2		1		2		1	6
合計		6	15	17	29	18	17	4	13	119

(注) 1：1986年の創設から87年9月末までのSAFにおける構造的ベンチマークの数。

2：租税制度、支出管理制度、補助金、公務員の改革を含む。

3：1987年の政策マトリックス（広義融資条件に示された政策リストのここと引用者注）におけるすべての構造的政策が、ベンチマークの位置づけを与えられている。

4：関連する多数の政策を含む。

(出所) EBS/87/240, Table 3, p. 26。ただし、発効日順に並べ替えている。個々のベンチマークの政策内容については、EBS/87/254, pp. 36-44, Table 3参照。

のであろうか。表6は導入直後の（したがって80年代のものであるが）SAFにおける〈構造的ベンチマーク〉の設定本数と対象分野を示したものである。低所得国を対象とするSAF資金がアフリカ諸国を中心に供給され、財政、公営企業、農産物販路改革等において数多くの〈構造的ベンチマーク〉が課されていたことがわかる。

そして、90年代に構造的条件が急速に増大したのは、この、当初はSAFに限定されていたモニタリング指標が、徐々に、SAF以外のIMF融資、スタンドバイ取

決めやEFFにも取り入れられるようになったためである¹⁰⁰。〈パフォーマンス基準〉ではなく、〈レビュー〉や〈構造的ベンチマーク〉のような、柔軟性を備える一方で、同時にIMFの裁量の余地も大きく残すモニタリング指標が増える形で、構造改革は進展したのであるが、この二つのモニタリング指標の広がりには共通するパターンを見て取ることもできるであろう。

というのは、〈レビュー〉と〈構造的ベンチマーク〉は、ともに、EFFとSAFという構造的な問題への長期的対応を目的に設立された特別融資制度において、従来のモニタリング指標（パフォーマンス基準）とは異なる中間評価的性格をもった指標が必要だとの発想から導入されたものである。しかしながら、IMFにおいて構造改革の必要性が強く意識されるようになると、通常融資であるスタンドバイ取決め自体が、融資期間の延長や構造的条件の重視へと変化し、その過程で、EFF・SAFという特別融資のための特別のモニタリング指標であったものを取り込むという手法が繰り返されたのである。

(iii) 融資タイプ・融資先別の傾向

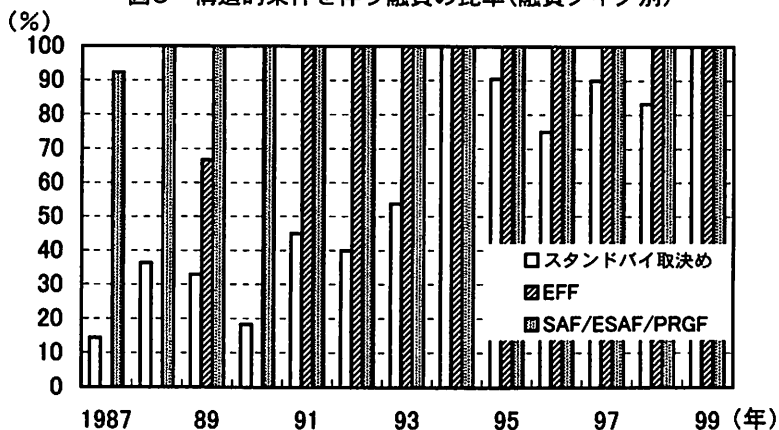
こうしたEFFやSAFの先行とスタンドバイ取決めの追随という傾向は、融資タイプ別に構造的条件を付された融資の比率を見ることによっても確認できる。

図6は図4を融資タイプ別に分けたものである。これによると、SAF等では、80年代後半の時点ですでにほぼ100%の融資に構造的条件が付けられている。SAFの設立は86年、ESAFが87年であるから、導入当初から構造的政策が重視されていたことをここでも確認できる。対照的にスタンドバイ取決めは、80年代末の段階では、構造的条件を伴わない融資のほうが多かったのである。

同じく図7は、図5と同じものを融資タイプ別に分けたものである（ただしモニタリング指標を区別していない）。ここでも、80年代末から90年代初めにかけて

100 IMF(2001)p. 55.

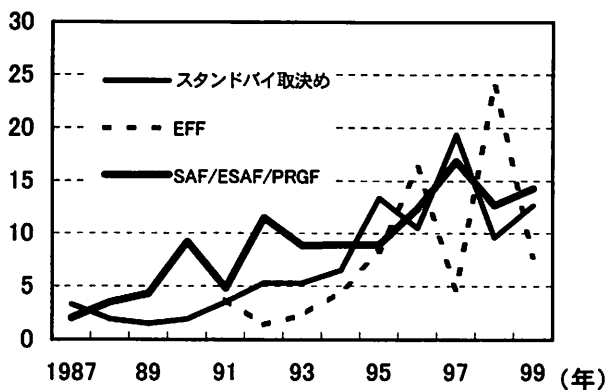
図6 構造的条件を伴う融資の比率(融資タイプ別)



(注) 1つ以上の構造的条件の付された融資のシェア。

(出所) IMF(2001)p.16, Table 1より作成。

図7 1件・1年あたり構造的条件の数(融資タイプ別)



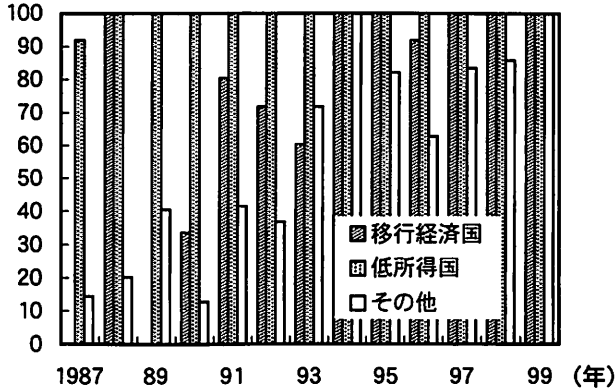
(注) 融資タイプ別の、1件・1年あたりに付された構造的条件の平均。

(出所) IMF(2001)p.16, Table 1より作成。

て、SAF・ESAF (PRGF) の構造的条件の数が多く、その後に、スタンドバイ取決めが増えていることがわかる。

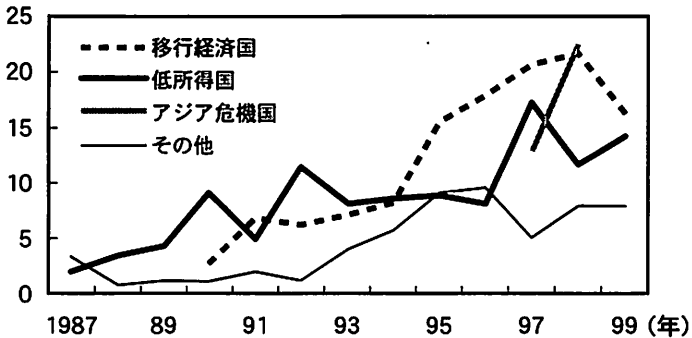
すなわち、SAF・ESAFという80年代後半に新設された特別融資制度が、重要

図8 構造的条件を伴う融資の比率(地域別)



(注) 移行経済国：東欧諸国・旧ソ連・モンゴル。
 低所得国：低所得国を対象とするSAF・ESAF・PRGFの融資を受けた国。移行経済国を除く。
 その他：その他の国（アジア危機3カ国を含む）。
 (出所) IMF(2001)p. 19, Table 2より作成。

図9 1件・1年あたり構造的条件の数(地域別)



(注) 移行経済国：東欧諸国・旧ソ連・モンゴル。
 低所得国：低所得国を対象とするSAF・ESAF・PRGFの融資を受けた国。移行経済国を除く。
 アジア危機国：インドネシア・韓国・タイ。
 その他：その他の国。
 (出所) IMF(2001)p19, Table2より作成。

な先導的役割を果たし、通常融資であるスタンバイ取決めがそれを追う形で構造改革化が進行しているのである。

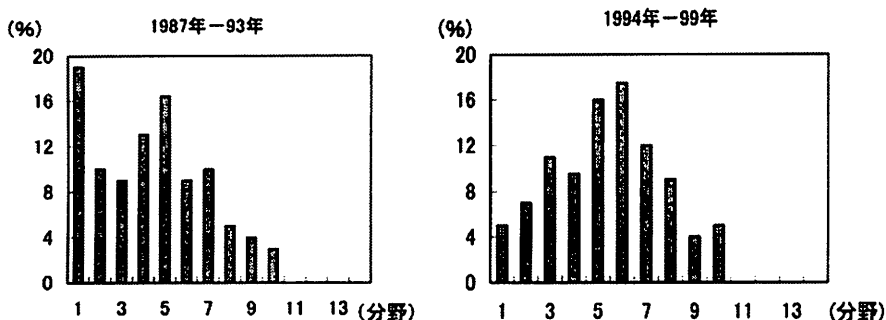
次に、融資先別の推移を見てみよう。図8、9は、図6、7を地域別に分けたものであるが、ここでは、移行経済国向け融資における構造化の状況を確認することができる（図8、9の低所得国向け融資は、図6、7のSAF・ESAF・PRGFと同じである）。

図8からは、移行経済国向け融資では、90年代前半時点では、構造的条件の付けられたプログラムは6～8割程度にとどまっていたものの、90年代半ば以降、ほぼすべての融資に構造的条件が課されるようになったことがわかる。そして、その他の国々への融資は、これらにやや遅れている。

1件・1年あたりの構造的条件の推移（図9）でも同様である。1990年時点で比較すると、低所得国向け融資の構造的条件は平均9.2、移行経済国向けが2.7、その他の国向けで1.1にすぎなかったが、98年には低所得国11.6、移行経済国21.6、その他7.9（アジア危機3カ国向け22.2）に達している。

つまり、①1980年代後半から低所得国向け（SAF等）融資が構造改革化をリードし、②90年代半ばに移行経済国向け融資において構造的条件が急増し、③そうしたなかで生じたアジア危機に対する融資にも多数の構造的条件が課され、④そ

図10 構造的条件が付された分野の数



(出所) IMF(2001)p.22, Fig. 4.

表7 構造的条件の14分野

	例
為替制度	外貨支払い制限の撤廃、為替レートの統一等。
貿易制度	関税の引き下げ、輸入割り当ての撤廃等。
資本勘定	特定の資本勘定取引への制限の緩和・除去等。
価格・市場	統制価格の自由化、補助金の削減、販売チャネルにおける国家独占の撤廃等。
公営企業	公営企業のリストラクチャリング等。
民営化	公営企業の民営化スキームの導入等。
財政	税率の変更、税の滞納の削減、国庫金制度の確立、公務員改革等。
社会保障制度	年金改革、公的医療改革、社会福祉制度改革等。
セーフティネット	経済危機時の貧困層への影響の緩和措置等。
金融部門	金融機関のリストラクチャリング、民営化、閉鎖等。規制・監督体制の改革。金融政策の制度改革等。
農業部門	農地改革、農業補助金、価格自由化等。
労働市場	労働市場の機能改善に関するすべての改革。
経済統計	経済統計の作成・提供に関するすべての改革。
法律・規制	独占禁止法、破産法、商法、ガバナンス、透明性等に関する法制度・規制の改革。

(出所) IMF(2001)pp. 88-89, Appendix II.

の他の国々への融資でも、より緩やかながら90年代半ばに構造改革化が進んだ、と言えるであろう。

(iv) 対象分野の拡大

では1990年代の構造的条件はどのような分野の改革を求めていたのだろうか。

図10は、構造的条件の対象分野を14に分け、それぞれのプログラムに付された構造的条件がいくつの分野にまたがっているかを示したものである（14の分野の説明は表7参照）。二つのグラフを比べると「山」が右へ移動しており、構造的条件の対象分野が拡大していることがわかる¹⁰¹。例えば、1つの分野に関する構造的条件しか伴わない融資は、1987年－93年（左側グラフ）では融資全体の19%を占めていたものの、94年－99年（右側グラフ）では5%に低下している。反対に、6以上の分野にまたがる融資は93年までの31%から94年以降の48%へと増加している。

では、具体的にどのような分野に多くの構造的条件が付けられていたのか、分野別の推移を見てみよう。図11は、1987年から99年までを4つの時期に分け、それぞれの時期の構造的条件を100とし、対象分野別のシェアの推移を示したものである。図11-1は全体について、図11-2～5はそれを融資先別に分けたものである。

まず、財政に関する構造的条件が多いことがわかるが（図11-1）、このことは特に低所得国向け融資（SAF・ESAF・PRGF）において顕著である（図11-3）。途上国の場合、恒常的な財政赤字が対外不均衡の主たる原因とされ、そのマクロ的な引締めだけでなく、いわゆる財政の構造改革が求められたためであると思われる。反対に、アジア危機3カ国（タイ、インドネシア、韓国）への融資条件においては（図11-4）、財政分野のシェアは1%に満たず、IMFからの厳しい引締要求があったという事実と反するようであるが、マクロ的引締政策は「数量的パフォーマンス基準」であり、このグラフが示している（および本節で述べている）構造的条件には含まれない。

101 ただし、これは構造的条件がカバーしている分野の数を示したものであり、それぞれの分野に付された構造的条件の数は無視している。例えば、5つの構造的条件が付いている融資であっても、それが為替制度分野に集中しているのであれば、ここでは分野は1つとなり、為替制度分野に1つと民営化分野に2つと金融部門分野に2つの条件が付いている場合には同じ5つの構造的条件でも3分野とカウントしている。

図11-1 構造的条件的分野別シェア

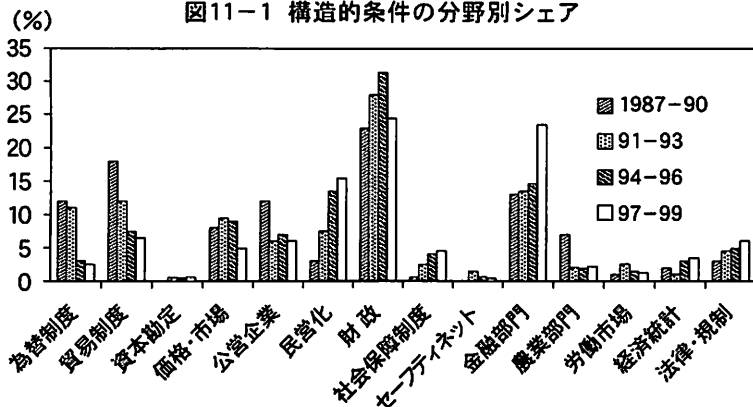


図11-2 移行経済国

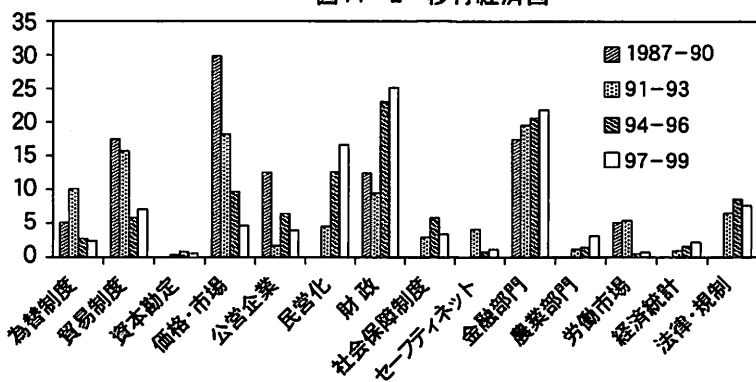


図11-3 低所得国

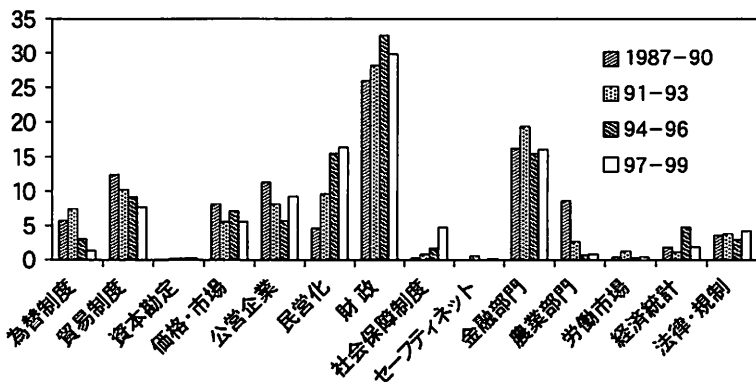


図11-4 アジア危機国(97-99年)

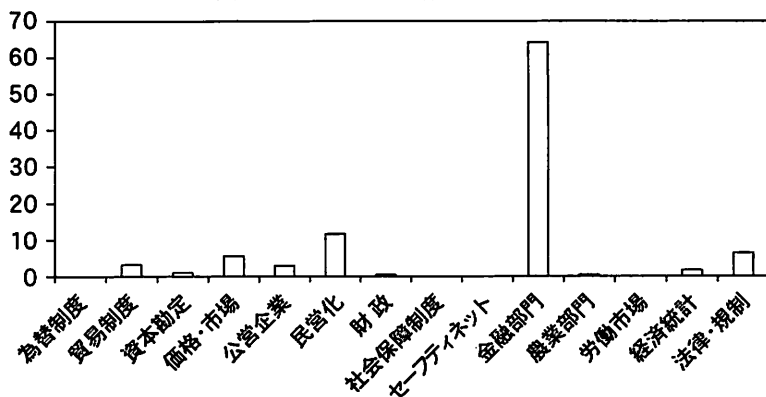
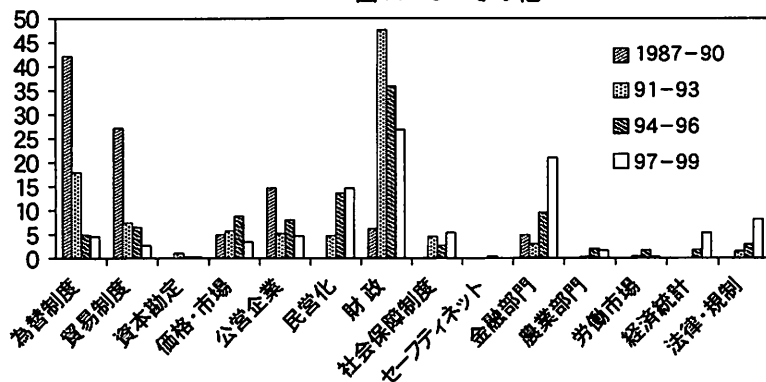


図11-5 その他



(出所) IMF(2001)p. 24, Figure 5.

次に、為替制度と貿易制度は、そのシェアが年々低下している。この分野は、貿易拡大のために経常取引決済の自由化を進めるというIMF本来の目的に直接関連しているが、80年代までにはほぼ自由化が達成されており、90年代には融資条件としての役割は低下していたということであろう。

公営企業と民営化の二つは、特に移行経済に対する融資条件で重要な役割を果たした分野であるが、時間を経るにつれて、前者（公営企業改革）のシェアは低

下し、後者（民営化）が上昇している（図11-2）。これは、当初は、公営企業という所有・ガバナンス構造を維持したままでの改革が志向されたのに対して、それでは効果が不十分であるとの判断のもと、所有・ガバナンス構造そのものの変化、すなわち民営化が求められるようになったためだと思われる。そして、90年代半ば以降になると、民営化は、低所得国やアジア危機国など、IMF融資ほとんどすべてに課される融資条件となっている。

また、移行経済国では、87年から90年にかけて価格・市場に関する条件の比重が高い。計画経済から市場経済への移行に伴って、公定価格制度や各種流通制度の改革が不可欠と考えられたのであろう。また、法律や規制などの制度的インフラの整備も他地域に比べて高い比率となっている。

他方、アジア危機3ヶ国では金融部門の改革に構造的条件が集中している。外国からの資金調達、そのための市場の信認回復が急務とされ、財政・金融両面のマクロ的な引締政策と同時に、金融機関のリストラクチャリングが強く求められたことを示している。

以上、本項では、モニタリング指標の役割に注目しながら、1970年代半ばから構造的条件が増加していく過程を確認した。次項では、EFFやSAFといった、＜構造的問題＞への対応を目的に70～80年代に新設された特別融資制度の特徴を、60年代のそれと比較することで、構造改革化の進展にまた別の角度から検討を加えることとする。（以下、（下）に続く）

参考文献

＜一般文献＞

- 井川紀道編（1992）『IMFハンドブック－国際通貨基金の組織と機能－』年金研究所。
伊豆久（2003）「IMFの政治学」『甲南経済学論集』第44巻第3号。
奥田宏司（1989）『途上国債務危機とIMF、世界銀行－80年代のプレトンウッズ機関とドル体制－』同文館。

谷岡慎一(2000)『IMFと法』信山社。

毛利良一(1988)『国際債務危機の経済学』東洋経済新報社。

Boughton, James(2001) *Silent Revolution : The International Monetary Fund 1979-1989*, IMF.

de Vries, Margaret(1976) *The International Monetary Fund 1966-1971*, IMF.

de Vries, Margaret(1985) *The International Monetary Fund 1972-1978*, IMF.

Fritz-Krockow, Bernhard and Parmeshwar Ramlogan eds.(2007) *International Monetary Fund : Its Functions, Policies, and Operations*, IMF.

Gold, Joseph(1970) *The Stand-By Arrangements of the International Monetary Fund : A Commentary on Their Formal, Legal, and Financial Aspects*, IMF.

Gold, Joseph(1979) *Conditionality*, IMF Pamphlet Series, no. 319.

Goldstein, Morris(2003) "IMF Structural Programs," in Martin Feldstein ed., *Economic and Financial Crises in Emerging Market Economies*, University of Chicago Press.

Horsefield, Keith, ed.(1969) *The International Monetary Fund 1945-1965*, IMF.

International Monetary Fund(2001) *Structural conditionality in Fund-Supported Programs*, IMF.

Killick, Tony, ed.(1984) *The Quest for economic stabilisation : the IMF and the Third World*, Heinemann Educational Books.

Polak, Jacques(1991) *The Changing Nature of IMF Conditionality*, Essays in International Finance, no. 184, Princeton University.

<IMFアーカイブ資料>

IMFアーカイブ資料は、TT/YY/NN形式の記番号により分類・整理されている。TTは資料の種類を示し、SM : Staff Memorandums, EBS : Executive Board Specials, EBM : Minutes of Executive Board Meetingsである。YYは作成年（EBMの場合は理事会開催年）、NNは資料種類ごとの年初からの通し番号である。

SM(Staff Memorandums)

SM/68/128, "Fund Policy with Respect to the Use of Its Resources and Stand-By Arrangements," July 23, 1968, Supplement 1(July 29, 1968), 2(August 12, 1968), 3(September 4, 1968), 4(September 13, 1968, Revision 1, September 23, 1968).

SM/74/58, "Extended Fund Facility," March 8, 1974.

SM/76/169, "Review of Extended Fund Facility," July 21, 1976.

SM/78/103, "Conditionality in the Upper Credit Tranches," April 19, 1978, (Correction 1, April 21, 1978), Supplement 1(June 1, 1978).

SM/78/230, "Conditionality in the Upper Credit Tranches—Issues for Further

Consideration," August 29, 1978.

SM/79/122, "Review of the Extended Fund Facility," May 9, 1979.

SM/80/278, "Review of the Extended Fund Facility," December 29, 1980.

EBS(Executive Board Specials)

EBS/81/152, "Review of Upper Credit Tranche Stand-By Arrangements Approved in 1978-79 and Some Issues Related to Conditionality," July 14, 1981, (Correction 1, September 4, 1981), Supplement 1(September 1, 1981).

EBS/86/211, "Program Design and Performance Criteria," September 8, 1986, Supplement 1(September 11, 1986, Correction 1, December 9, 1986), 2(November 11, 1986).

EBS/87/230, "Enhancement of the Structural Adjustment Facility— Considerations Relating to Access and Monitoring Procedures," November 9, 1987, (Correction 1, November 16, 1987).

EBS/87/240, "Monitoring of Structural Adjustment in Fund-Supported Adjustment Programs," November 20, 1987.

EBS/87/254, "Monitoring of Structural Adjustment in Fund-Supported Adjustment Programs—Background Information," December 3, 1987.

EBS/88/50, "Conditionality — A Survey of Current Issues," March 2, 1988, (Correction 1, March 31, 1988).

EBM(Minutes of Executive Board Meetings)

EBM/68/122-123, "Use of Fund's Resources and Stand-By Arrangements," August 14, 1968.

EBM/68/127-128, "Use of Fund's Resources and Stand-By Arrangements," September 6, 1968.

EBM68/131-132, "Use of Fund's Resources and Stand-By Arrangements," September 20, 1968.

EBM/78/79-80, "Conditionality in Upper Credit Tranches," June 2, 1978.

EBM/78/81-82, "Conditionality in Upper Credit Tranches," June 5, 1978.

EBM/78/157-158, "Conditionality in Upper Credit Tranches," October 13, 1978.

EBM/79/84, "Extended Fund Facility—Review," June 1, 1979.

EBM/81/ 7, "Extended Fund Facility—Review," January 12, 1981.

EBM81/121, "Stand-By Arrangements in Upper Credit Tranches—Review of Arrangements Approved in 1978-79 and Some Issues Related to Conditionality," September 9, 1981.

EBM/86/190-191, "Program Design and Performance Criteria," December 3, 1986.

[付記] 本稿で用いたIMFアーカイブ資料の入手にあたっては、柴田茂紀氏（大分大学）より貴重なアドバイスを頂戴した。記して感謝したい。

平成20年 9月20日 印刷

平成20年 9月25日 発行

編集兼 藤 田 八 暉
発行人

産業経済研究

第49巻第2号
(通巻第215号)

印刷所 多田印刷株式会社
〒830-0037 久留米市諏訪野2432
電 話 0942(35)3459

発行所 久留米大学産業経済研究会
〒839-8502 久留米市御井町1635
電 話 0942(43)4411
F A X 0942(43)0574